

# 対象となる方の判定基準について

## 令和2年4月分～6月分（令和元年度と同様）

○都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（**両親2人分の合計額**）により判定

所得割額の合算額 < **257,500円**  
都道府県民税103,000円 + 市町村民税154,500円  
 (年収590万円未満に相当)

支給額：最大396,000円

(257,500円以上)  
 < **507,000円**  
都道府県民税202,800円 + 市町村民税304,200円  
 (年収910万円未満に相当)

支給額：118,800円

\* 確認方法 → **令和元年度の課税証明書等で確認**

課税証明書等に記載されている「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認し、金額を合算します。

### 住民税決定通知書の場合

**見本**

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します  
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

### 課税証明書の場合

**見本**

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します  
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

※本様式は一例です。課税証明書の様式は市町村によって異なります。

## 令和2年7月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（**両親2人分の合計額**）により判定

【計算式】 **市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円**

支給額：最大396,000円

(154,500円以上)  
 < **304,200円**

支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



### （参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。